



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：米国とEUによるイラン産原油禁輸の影響（3）

湾岸地域の経済・金融・エネルギー問題専門家 中嶋 猪久生

米国やEUによる対イラン制裁が強化される中で、米国は国防授權法の発効にあたり、適用除外の対象とした20カ国（日本や中国を含む）全てに対し、免責するとの方針を明らかにした。しかし、EUに加盟していないスイスがイラン産原油の禁輸や金融制裁に全面的に追随していないことに、米国は苛立っている。スイスの動向を分析する。

### 1. スイスによるこれまでの動き

- ・スイス政府はこれまで、対外政策を理由として、EUの対イラン制裁には共同歩調をとってはいない。また、今回のEUのイラン産原油の全面禁輸にも追随していない。
  - ・スイスはイランとの原油・ガスや石油製品（ガソリンなど）の取引を禁止していない。スイス自身は2006年以降、イラン産原油の輸入をしていない。
  - ・金融面では、EUの決定に従い、イランの8企業と3個人を制裁対象としたが、イラン中央銀行（CBI）は制裁対象としないことを明らかにした。
  - ・それでも、スイス連邦委員会は、新たにイラン制裁法を制定し、7月6日から実施した。その中の制裁内容は、スイス企業によるイランの石油化学産業への製品・部品供給の禁止、石油産業関連プロジェクトの資金調達、貴金属、ダイヤモンドなどの取引禁止、人権違反をした78人のイラン人に対する金融取引の制限などである。
  - ・また、スイスはイラン産原油の購入について禁止はしないが、取引内容については経済省に対して報告が義務付けられ、これらの報告に基づき、必要があれば、さらなる対策を講じるとの声明を出した。
- スイスの制裁案について米国は、新たな第一歩であるとはしながらも、制裁効果に欠けるとして、水面下で制裁の強化について両国間の外交交渉が行われている。

### 2. 米国が制裁破りとみなすスイスの事例

スイスはこれまでイランとのエネルギー関連取引を禁止してこなかったが、米国が制裁破りとみなしているいくつかの事例が存在する。具体的には次のような例である。

#### ① イランからのガス供給契約の締結

ロシア産ガスへの依存度を削減するため、2008年、スイスの Elektrizitaetsgesellschaft Laufenburg (EGL) 社とイランの National Iranian Gas Engineering & Development Co. (NIGEDC) との間で契約を締結。総額 225 億ドル、期間 25 年、年間 55 億立方メートルの購入計画。

#### ② イラン国営石油会社 (NIOC) 傘下の販売会社 NICO の制裁適用除外

スイスがイラン産原油取引のハブのひとつになっているのは、NIOC 傘下の石油販売会社 Naftiran Intertrade Co. (NICO) の拠点がチューリッヒにあるからである。2010年、米国は NICO に対して、数億ドルをイランのエネルギープロジェクトのために送金したとして制裁を科した。イランが CBI への資金移動に NICO をトンネル会社に使っているとみられてお

り、米国にはスイスでの支払いや決済システムを封じ込めようとの狙いがある。

NICO がスイスで制裁の対象となれば、イラン産原油取引に大きな影響を及ぼすことになる。7月、米国財務省は、NICO の子会社 4 社、Noor Energy (マレーシア)、Petro Suisse Intertrade Co. (スイス)、Hong Kong Intertrade Co. (香港)、Petro Energy Intertrade Co. (ドバイ) を制裁対象としてブラックリストに加えた。

#### ③ スイス法人の石油取引業者によるイラン産原油取引の継続

スイス法人の石油取引業者である大手の Vitol、Glencore、Trafigura、Gunvor 等はイランとの石油取引を禁止されているわけではないが、各社はこれまでイランとの全ての石油関連取引を 2010 年以降、米国の圧力を受けて、自発的に停止してきた。しかし、米国との取引がなく、在米資産を持たない中小の業者は今でもイランとの石油取引を続けている。

#### ④ 米国の金融制裁に追随しないスイスの金融機関

国際金融業務を行うスイスの大手銀行は、EU の銀行と同様、イランとの米ドル取引を回避してきた。しかし、米国からみた場合、対イラン金融制裁でスイスがはたす役割が大きくなってきている、と映る。米国がスイスに求めている金融措置は次の点である。

##### ・イラン資産に関する情報開示と資産凍結

スイス金融機関が保有するイラン政府及び政府組織等の資産は“スイス銀行法”の壁に守られ、情報が開示されることはない。米国はイラン資産の凍結に持ち込みたいと考えている。

##### ・中小金融機関による対イラン取引の規制

イランの海外資産が、米国に営業拠点を持たないスイスの中小金融機関や FX ブローカー (両替業者) を介し、イラン近隣諸国の金融機関経由で、イランに還流されるなど、スイスを經由する金融制裁回避ルートを米国は潰したい。

イラン産原油の禁輸に加えて、イランを苦しめ始めているのは、アジア諸国や EU から輸入している米や小麦など穀物類の輸入で、制裁によりこれまでのような量的確保が難しくなってきたことや、代金の決済方法が複雑になり、決済まで時間がかかるようになってきたことである。スイスには Cargill (米国)、Louis Dreyfus (フランス)、Bunge (米国) など欧米の穀物業者の現地法人があり、これらの法人を通じて、イラン向け穀物ビジネスで大きな利益を上げている。パナマ運河を通行可能な貨物船一隻の利益は、通常の場合であれば、約 20 万ドルであるが、イランのようにリスクの高い国の場合、10 倍以上の利益が出るといわれている。

米国は、これまでのイラン制裁では、石油会社、金融機関 (銀行、保険会社など)、船会社を対象としてきたが、次のターゲットは、スイス籍のこれら穀物業者のようだ。さらに、このままスイスがイラン制裁に否定的な姿勢をとり続ければ、米国政府はテヘランにおける米国の利益代表部の役割をスイスから親米派のポーランドやチェコに変更することを検討するだろう。